

自転車免許制度について

1. 自転車通学免許制度設定のあらまし

本校は、自転車通学の許可制をとることを踏まえ、教育活動の重点のひとつとして交通安全教育に取り組んでいます。近年、近隣での自転車による事故が多発していることから、子どもたちの生命を守ることが急務と判断し、令和2年度より「自転車通学免許制度」を設定します。

また、令和2年度から自転車通学を許可する条件として、ヘルメット着用並びに個人賠償責任保険の加入を義務とします。ご理解、ご協力をお願いします。

2. 自転車通学許可範囲

本校では地域の状況にかんがみて、自転車通学許可範囲を決定しています。また、交通量が増加するため危険性が増すため、通学する道路を制限いたします。

なお、学区外からの自転車による自転車通学は認められません。

3. 自転車通学免許制度

(1) 交通安全に関するテスト

- ①内容 自転車安全に関する筆記テスト
- ②対象 全校生徒
- ③実施時期 在校生 年 月 日 ()
新入生 年 月 日 ()
- ④その他 必ず全員を合格させるまで行う

(2) 免許減点制

筆記テストに合格した者に免許を発行する。免許に対し、点数制度を設け、違反した者は持ち点から減点される。点数がなくなった場合や免許停止時に「自転車通学許可」を停止し、徒歩通学となる。

- ①年度当初の持ち点 6点とする
- ②免許停止となる場合 持ち点が0点になったとき
- ③免許停止後の措置
 - ・5日間の徒歩通学となる（1回目はその後復活する）
 - ・2回目に免許停止または0点になった場合は、保護者を含めて校長面談を実施し対応をする。

【免許点数減点表】

免許停止	①二人乗り ②信号無視 ③傘さし運転 ④携帯電話運転 ⑤イヤホン運転	減点 1 点	①整備不良（改造を含む） ②ステッカーなし ③駐車違反 ④校地内乗車 ⑤無灯火 ⑥カバンを背負わない
減点 2 点	①通学違反 ・通行禁止の通行 ・横断違反 ・通学路以外 ②並列運転 ③一時停止無視 ④ヘルメット無着用 ⑤その他の危険運転		

○違反者発見時、その場で声掛けをし、職員室で指導する。

その後、職員室前の自転車違反台帳に記入する。（各学年ごとに台帳を用意する）

○職員室前の台帳に名前、日時、内容等を記入する。（記載例を参考にする）